

令和5年度 災害廃棄物処理対策の活動報告

1 災害廃棄物の処理協力に関する調査

- 山口県と締結した協定により、災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、協力可能な会員の状況や提供可能な資機材等について、常時把握するように努めるものとされていることから、隔年で全体調査を実施している。
(偶数年に実施)。
- 令和5年度は、全体調査を実施しない年度であったことから、新規加入会員を対象として、必要に応じて補完調査を実施する予定としていたが、実績はなかった。
- 令和4年度に実施した全体調査の結果は下表のとおり。

回答:224(回答率 44.6%)

協力可能な会員:184

区分	岩国		柳井		周南		山口		宇部		下関		長門		萩		県外		合計	
	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-	+	-
①	5	-3	5	+2	11	-5	6	-4	9	-1	3	0	1	+1	0	-3	1	+1	41	-12
②	17	-4	9	-4	32	+6	21	-8	35	-6	13	+2	5	-1	8	+1	3	+2	143	-12
合計	22	-7	14	-2	43	+1	27	-12	44	-7	16	+2	6	0	8	-2	4	+3	184	-24

- ①: 自社の直接被害がなければ即協力可能
②: 自社の業務が落ち着いた段階で協力可能
±: 前回調査(R2年度)との比較

2 各市町の廃棄物担当部署とのコミュニケーション

有事の際に円滑な作業が行えるよう、各支部において、関係市町の廃棄物担当部署を訪問し、担当者とのコミュニケーションを行った。

3 災害廃棄物処理等協力の実績について

令和5年度は、6月末の豪雨により県西部に甚大な被害が発生したことから、協定に基づく協力要請が宇部市と美祢市から県を通じて行われた。

宇部市: 市担当者と支部役員の協議のみで実働・支援なし

美祢市: 会員企業3社が災害廃棄物処理等に協力し、災害廃棄物を収集して仮置場への運搬を実施

4 災害廃棄物処理等の協力に関する証明書の交付

建設業法第27条の23に基づく経営事項審査のため、前記1の調査で①又は②と回答した会員企業からの依頼により、「災害廃棄物処理等の協力に関する証明書」を会長名で、38会員企業に交付した。(R4年度比+1)

5 災害廃棄物対策中国ブロック協議会への参加

環境省中国四国地方環境事務所が主催する協議会、幹事会、訓練に協力団体として参加した。

6 「災害廃棄物処理等実施対応マニュアル」の改正

- ・当該マニュアルは、本文と様式等が符合していないことなどから、見直しを行った。
- ・見直した内容は次のとおりで、改正日は令和6年6月3日とした。
 - ①マニュアルの本文、別紙、様式、参考を分かりやすいように修文するとともに、必要な別紙、様式を追加した。
 - ②マニュアルの名称を「災害廃棄物処理等協力マニュアル」とした。
 - ③別紙1「災害廃棄物処理等協力会員指名留意事項」は、被災市町が当協会の協力会員を指名するときの手順を示したものであり、被災地域に所在する協力会員から指名することとされているが、この場合の被災地域の解釈を変更した。【合併前の旧市町村→現市町】

令和6年度 災害廃棄物処理対策の活動計画

1 災害廃棄物の処理協力に関する調査

- 令和6年度は全体調査を実施する年であることから、正会員を対象として4月から5月にかけて調査を実施した。
- 調査結果は下表のとおり。
回答:224(回答率 44.6%)
協力可能な会員:178
- 調査結果を取りまとめた「災害廃棄物処理等協力会員リスト」を作成し、当協会の関係者、全市町、山口県廃棄物・リサイクル対策課に提供する。
- 調査結果を協会ホームページ及び会報「さんぱいやまぐち122号」に掲載する予定としている。

区分	岩国		柳井		周南		山口		宇部		下関		長門		萩		県外		合計	
		±		±		±		±		±		±		±		±		±		±
①	8	+3	5	0	13	+2	9	+3	9	0	4	+1	1	0	0	0	1	0	50	+9
②	18	+1	8	-1	28	-4	21	0	28	-7	9	-4	6	+1	7	-1	3	0	128	-15
合計	26	+4	13	-1	41	-2	30	+3	37	-7	13	-3	7	+1	7	-1	4	0	178	-6

- ①: 自社の直接被害がなければ即協力可能
- ②: 自社の業務が落ち着いた段階で協力可能
- ±: 前回調査(R4年度)との比較

2 各市町の廃棄物担当部署とのコミュニケーション

有事の際に円滑な作業が行えるよう、各支部は関係市町の担当部署を訪問し、担当者や連絡体制を確認する。

3 災害廃棄物処理等協力マニュアルによる運営

- 今後は、令和6年6月3日付けで改正した「災害廃棄物処理等協力マニュアル」により運営していくこととなる。
- 当面の作業として、支部長は、「災害廃棄物処理等連絡網(別紙2)」(リスト資料8ページ)を参考にして、支部管轄内の連絡網を作成し、支部役員及び地域責任者に通知するとともに、協会事務局に報告する。
- 「災害廃棄物の処理等(参考2)」(リスト資料18ページ)を参考にして、有事の際の具体的対応をシミュレーションしておく。

4 災害廃棄物処理等の協力に関する証明書の交付

前記1の調査で①又は②と回答した会員からの依頼により、建設業法第27条の23に基づく経営事項審査のため、「災害廃棄物処理等の協力に関する証明書」を会長名で交付する。

5 災害廃棄物対策中国ブロック協議会への参加

- 環境省中国四国地方環境事務所が主催する協議会等に引続き参加する。
- 協議会及び幹事会(年4回)
- 災害廃棄物処理に関する図上訓練